

# 令和8年度 茂原高等学校 いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

本校の教育方針の一つには「人格の完成 規律と秩序を尊ぶ高雅な情操を陶冶する。」と示されている。そのためには、いじめ問題への対応は最重要課題の一つであり、本校が一丸となっていじめを許さない学校づくりに向け組織的に対応することが必要となってくる。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様については、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ問題対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副部長、教務主任、各学年主任、環境厚生部長、養護教諭、情報教育担当者、教育相談担当者の職員で構成する。具体的な対応については、次の2項目に分けて当該担当者で主に対応する。

##### ア 日常的な業務についての協議

教頭、生徒指導副部長、各学年主任、養護教諭、教育相談担当者の合計7名。

##### イ いじめの疑い等の情報があった場合の緊急会議

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副部長、各学年主任、関係担任、養護教諭、教育相談担当者。ただし、必要に応じて他の教職員を委員に加えることがある。

#### (3) 役割

主に次の項目について、中核的な役割を担うこととする。

- ア 「いじめ防止基本方針」の策定
- イ 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ウ いじめの未然防止
- エ いじめへの対応（緊急会議の開催と具体的な対応策の協議）
- オ 「いじめ防止基本方針」の見直し

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・ホームルーム自体に人権尊重の精神を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。「いじめはどの生徒にも起こりう

る」という事実を踏まえ、全ての生徒をいじめに向かわせないための取組を推進していく必要がある。

## 2 いじめ防止のための措置

- (1) 生徒が豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) 生徒が心の通うコミュニケーション能力を身に付け、規律ある態度で授業や学校行事に主体的に参加できるような授業及び集団づくりを行う。生徒が集団の一員としての自覚や自信を身に付けることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を作る。
- (3) 授業においては、生徒一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるといった、いわゆる生徒指導の機能を重視した分かる授業の展開に努める。
- (4) いじめ防止に資する活動で生徒が自主的に行うものに対する支援、生徒及びその保護者並びに本校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (5) 本校の教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。特に、インターネットを通じて行われるいじめに関しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。
- (6) 教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

## 第3章 いじめの認知

### 1 基本的な考え方

いじめの事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。また、学校が「いじめによるものではない」と考えた場合でも、被害生徒や保護者が「いじめによる」と主張した場合は、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査を実施しないまま、重大事態ではないと断定できないことに留意する。教職員には、生徒の日常の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が求められる。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 調査については、被害生徒及びその保護者に丁寧に説明し、調査方法や内容について理解が得られるよう努めるとともに、公平性、中立性をもって、迅速かつ適切に実施する。たとえ、被害者側が調査を望まない場合であっても、再発防止等、調査の重要性を丁寧に説明し、調査を実施することの理解が得られるように努める。最終的に調査実施の理解が得られない状況であっても被害者側に十分配慮した上で、学校の対応を検証するなど、できる限りの調査を実施する。
- (2) 定期的なアンケート調査を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。アンケート内容については、いじめに特化した内容だけではなく、学校生活や進路希望等に関する悩みなどの質問項目を設け、教育相談を含めた内容とする（インターネットに関する様々なトラブルにも対応できるようにする）。アンケートは基本的に記名調査とし、細心の注意を払い実施する。
- (3) 保護者に対しては、いじめがあった場合に速やかに学校への相談ができるよう日ごろから協力をお願いし、担任を中心にして、家庭との電話連絡や保護者面談等の機会を積極的に活用する。保護者へは、欠席や遅刻回数の増加、顔色の悪さ・食欲不振等の体調の変化、明るさがなくなった、人間関係の不満をもらす等、いじめられている生徒の兆候について特に注意を払ってもらう。
- (4) 生徒及びその保護者並びに本校の教職員が抵抗なくいじめに関して相談できるように、スクールカウンセラー等教育相談の活用を促し、相談箱を設置する。
- (5) 「心の健康観察」や「ストレスチェック」などを実施し、教育相談体制を充実させる。

## 第4章 いじめの相談・通報について

### 1 基本的な考え方

生徒へは、いじめられていることや、いじめについて相談したり通報したりすることは、恥ずかしいことでもみじめなことでもないことや、いじめについての相談・通報はむしろ適切な行為であり、決して卑怯な行為ではないことを理解させる。「いじめゼロ宣言」（平成19年1月25日）の中では「はなす勇氣」が必要であると示されている。いじめを受けた場合には「はなす勇氣」を持って教職員に伝えることが、いじめの解決に向けて重要であることを生徒に理解させ、日ごろの指導にあたる。

### 2 いじめの相談・通報のための措置

- (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口については、原則として担任とし、生徒及びその保護者の相談窓口を一本化する。担任との連絡が取れない場合は学校に連絡し、学年主任が相談を受けることとし、

必要であれば教頭も対応する。

(2) 上記の他、スクールカウンセラー等教育相談の機会を利用し、相談箱も積極的に活用する。

(3) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口については、「いじめ電話相談について」を活用させる。

※ その他の相談窓口

- ・ 24時間いじめ相談ダイヤル（全国共通） 0120-0-78310
- ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
- ・ 子どもの人権110番（全国共通）（千葉法務局内 月～金8：30～17：15）  
0120-007-110
- ・ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金9：00～17：00）  
0120-783-497
- ・ 千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

## 第5章 いじめを認知した場合の対応と指導方針について

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめ問題対策委員会」を中心として速やかに対応し、被害生徒を徹底して守り抜くとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。対応については、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力及び関係機関・専門機関との連携を図りながら取り組む。

### 2 いじめを認知した場合の対応

(1) いじめの事案が発生した場合は、次の報告連絡体制を取ることにする。

**いじめを目撃,あるいは相談を受けた職員→担任・学年主任→生徒指主事→教頭→校長**

なお、緊急時の対応については、上記順序に拘わらず臨機応変に対応する必要がある。また、学校はいじめの重大事態と認知した場合は調査結果を、県教育委員会を經由して知事に報告する法的義務を負う。

(2) いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる可能性がある場合等は、校長の判断のもと直ちに警察等へ通報するなど関係機関との連携を図る。

(3) いじめ被害生徒に対しては、心情を十分に理解した上で対応する。具体的には、当該生徒及び保護者に対して、徹底して当該生徒を守り抜くことを伝える。今後の対応について説明し不安な点を聴取する、細かな点に配慮した対応について具体例を示す等である。その上で、被害生徒から十分に聞き取りをした後に加害生徒や周辺生徒への聞き取りに進む。被害生徒からの聞き取りが不十分であると、いじめの核心を突き止めることができないばかりでなく、新たないじめへと発展することもあるため、慎重かつ迅速に対応する必要がある。

(4) いじめ加害生徒への聞き取り調査については、聴取時間や聴取場所等の環境、休憩や食事時間等に配慮するとともに、言葉遣いや接し方にも十分注意する。聴取した内容については、記録の保存を明確にし、最初に手書きで細かなメモをとり、続いてパソコン等でまとめて保存する。

(5) いじめ加害生徒が被害生徒や通報者に対して精神的・物理的に圧力をかけることが決してないように、聴取の段階でその点を加害生徒に対して十分に理解させる。

(6) いじめの被害生徒及びその保護者に対しては、今後の学校生活への精神的不安を拭い去ることができるよう、いじめに関する調査結果について情報を提供するとともに、二度といじめが起こらないよう学校としての指導体制や方針を示す。

### 3 いじめに関する指導方針

(1) いじめ被害生徒への支援については、スクールカウンセラー等の支援を受けて、担任・学年主任・学年職員が協力して心のケアを行う。必要に応じて、県教育委員会やスーパーバイザーの派遣等を依頼する。当該生徒が今後安心して学校生活を送ることができるための措置及びその保護者への支援について、当該学年と生徒指導部が連携して方針を検討する。

(2) いじめ加害生徒への指導については、本校の特別指導規程に従い指導方針を示すとともに、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導を行う。具体的な指導内容については、いじめは被害生徒の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させながら、いじめ行為に至った原因と、その行為を行った責任について時間をかけて反省を促していく。当該生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮しながら、被害生徒への謝罪の気持ちをしっかりと

と持てるよう指導する。

- (3) いじめ加害生徒の保護者への対応については、いじめ被害生徒の保護者の立場に立っていじめの事態を受け止めてもらい、本校の指導方針への理解と家庭での指導について協力をお願いする。また、被害生徒及び保護者への謝罪については、誠心誠意反省の思いが伝わるように、学校と連携しながらその内容や時間・場所等について検討する。
- (4) いじめ行為をはやし立てたり面白がったりしていた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒の対応については、いじめを受けた者の立場に立ってその辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通して行動の変容につなげていく。いじめ行為を目撃したり認識したりした場合は、勇気を持って教職員に相談するよう日ごろから指導し、いじめは決して許してはならないということを十分に理解させる。

## 第6章 重大事態への対処について

### 1 「重大事態」の基準

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

### 2 「重大事態」への対応について

上記「重大事態」が発生したと考えられる場合は、当該事態と同種の事態の再発を防止するため直ちに「いじめ問題対策委員会」を招集し、アンケート等の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、当該調査に係る「重大事態」の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。校長は、警察への通報など関係機関との連携を図るとともに、「重大事態」が発生した旨を県教育委員会へ報告する。県教育委員会への報告は、次の報告体制を取ることにする。

校長 → 教育総務課危機管理班（電話 043-223-4090） → 教育長  
千葉県茂原警察署（電話 0475-22-0110）  
東上総児童相談所（電話 0475-27-1733）  
児童生徒安全課（電話 043-223-4054）（第二報以後）

なお、緊急時の対応については、上記順序に拘わらず臨機応変に対応する必要がある。

### 3 生徒・保護者からの申し立てがあった際の対応

生徒・保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申し立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

### 4 調査事項の明確化

調査項目や報告書の記載内容を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を示す。事実経過や再発防止策を明記する。

## 第7章 「いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価等について

本校の「いじめ防止基本方針」については、生徒へのアンケート調査の結果等を踏まえつつ、年度ごとにその内容を点検・評価し問題点を明らかにしながら見直しを図るとともに、本校のホームページで公表するものとする。